

日本國憲法

前文

日本國民は、正當に選舉された國會における代表者を通じて、行動し、われらとわれらの子孫のために、諸國民との協和による成果と、わが國全土にわたつて自由のもたらす惠澤を確保し、政府の行動によつて再び戦争の慘禍が発生しないやうにすることを決意し、ここに主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の崇高な信託によつてであつて、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受するものである。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基く。われらはこれに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本國民は、常に平和を念願し、人間相互の關係を支配する高遠な理想を深く自覺するものであつて、われらの安全と生存をあげて、平和を愛する世界の諸國民の公

0564

正と信義に委ねようと決意した。われらは平和を維持し、専制と隷従、壓迫と偏狭を地上から永遠に除きしようと努めてゐる國際社會に伍して、名譽ある地位を占めたいものと思ふ。われらは全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する權利を有することを確信する。

われらは、いづれの國家も、自國のことにのみ専念して他國を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであると信ずる。この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の主權であると思ふ。

日本國民は國家の存続にかけ、全力をあげてこの高遠な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇

第一條 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主權の存する日本國民の總意に基く。

第二條 皇位は、世襲のものであつて、國會の議決した皇室典範の定めるところにより、これ